

業務委託契約書（建築設計Aタイプ） 新旧対照表

旧	新
第1条～第33条 （略） （前金払） 第34条 （略） 2～6 （略） 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年 2.5 パーセントの割合で</u> 計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100 円に満たないときは、この限りでない。	第1条～第33条 （略） （前金払） 第34条 （略） 2～6 （略） 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて</u>計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、計算した遅延利息の金額が、100 円に満たないときは、この限りでない。
第35条～第49条 （略） （解除に伴う措置） 第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 42 条、第 43 条又は第 51 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 36 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて<u>年 2.5 パーセントの割合で</u> 計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 42 条、第 43 条又は第 51 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ<u>年 2.5 パーセ</u>	第35条～第49条 （略） （解除に伴う措置） 第 50 条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 42 条、第 43 条又は第 51 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 36 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u>計算した額の利息を付した額を、第 41 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 33 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 42 条、第 43 条又は第 51 条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日の翌日から起算して返還の日までの日数に応じ<u>当該契約を締</u>

旧	新
<u>ントの割合で</u> 計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～5 (略) 第51条～第51条の2 (略) (発注者の損害賠償請求等) 第52条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 (受注者の損害賠償請求等) 第53条 (略) 2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第54条～第55条 (略) (賠償金等の徴収) 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>年2.5パーセントの割合で</u> 計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>年2.5パーセ</u>	<u>結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額の利息を付した額を、第41条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。 3～5 (略) 第51条～第51条の2 (略) (発注者の損害賠償請求等) 第52条 (略) 2～4 (略) 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 (受注者の損害賠償請求等) 第53条 (略) 2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。 第54条～第55条 (略) (賠償金等の徴収) 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで<u>当該契約を締結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき<u>当該契約を締</u>

旧	新
<u>ントの割合で</u> 計算した額の延滞金を徴収する。ただし、計算した延滞金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 第57条～第58条 （略）	<u>結した日における支払遅延防止法の率を乗じて</u> 計算した額の延滞金を徴収する。ただし、計算した延滞金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。 第57条～第58条 （略）